

堺市建設局週休２日制工事試行要領

(趣旨)

第１条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休２日の確保に取組む工事（以下「週休２日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第２条 特記仕様書において、「週休２日制工事」であることを明示した、建設局が発注する全ての工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事や緊急対応工事等）
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（供用開始時期が決められている工事等）
- (3) 出水期における河川区域内工事等で作業時間の制約が厳しい工事
- (4) 単価契約工事
- (5) 当初設計の段階において施工期間（準備、後片付け期間を除く）が 30 日間未満となる工事

(発注方式)

第３条 工事発注においては原則、全ての対象工事を発注者指定方式とする。

- (1) 「発注者指定方式」

発注者が、月単位の４週８休に取組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式をいう。

- (2) 「受注者希望方式」

受注者が、現場着手前に発注者に対して週休２日に取組む旨を協議した上で取組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式をいう。

(対象期間)

第４条 現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

(用語の定義)

第５条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、１日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

- (2) 「現場閉所率」

現場着手日から工事完成日までの期間や、特定の月など、ある一定期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、数値は％で表記し、小数第２位切捨てとする。

- (3) 「４週８休」

ある一定期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

①「月単位の 4 週 8 休」

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休を達成しているとみなす。

②「通期の 4 週 8 休」

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 「完全週休 2 日（土日）」

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、同一の週に代替休日を設定するものとする。また、悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合は、事前協議の上で、同一の週で土日に代わる現場閉所日を指定し、1 週間に 2 日以上現場閉所を行うものとする。

夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 日の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

(5) 「週休 2 日」

完全週休 2 日（土日）、または月単位の 4 週 8 休の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(週休 2 日制工事実施の届出)

第 6 条 「発注者指定方式」「受注者希望方式」とともに、受注者は週休 2 日制工事の対象工事において、「週休 2 日届出書」（様式 1）を施工計画書の提出時に併せて監督員に提出する。その際、「完全週休 2 日（土日）」を届け出することも可能とする。

- 2 「受注者希望方式」の場合、受注者は週休 2 日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休 2 日届出書」（様式 1）を監督員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

(週休 2 日制工事の取組内容)

第 7 条 「発注者指定方式」の受注者及び、「受注者希望方式」において週休 2 日の実施を届け出た受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において月単位の 4 週 8 休、または完全週休 2 日（土日）を確保するよう努めなければならない。

- 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休 2 日制工事を実施するものとし、週休 2 日の確保を事由にした工期の変更は行わない。
- 3 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式 2）により、当月の現場閉所計画については前月中に、当月の現場閉所実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。
- 4 月単位の 4 週 8 休及び完全週休 2 日（土日）実施の履行確認は、月毎に監督員が行うこととする。確認方法は、当月の 4 週 8 休及び完全週休 2 日（土日）の達成状況について、現場閉所実績書により行う。
- 5 実施事業者は、「現場閉所報告書」（様式 3）を工事完成日に監督員に提出する。監督員は提出された現場閉所報告書により、月単位の週休 2 日及び完全週休 2 日（土日）の達成状況について確認する。

- 6 実施事業者は、週休2日制工事の対象工事において、週休2日制工事に取り組んでいる旨を公衆の見やすい場所にA3サイズ以上で掲示する。

【記載例】

週休2日制工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

(当初設計及び設計変更)

第8条 「発注者指定方式」「受注者希望方式」における設計は別表の補正係数を適用し、次のとおり行う。

1 発注者指定方式

現場閉所状況が月単位の4週8休の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、着手時に完全週休2日(土日)を届け出し、その達成が見込まれる場合は、完全週休2日(土日)の補正係数に変更するものとし、月単位の4週8休の達成が見込まれない場合は、月単位の4週8休の補正係数を除した変更を行うものとする。

2 受注者希望方式

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況を確認後、その達成状況に応じて、補正係数を乗じて適切に請負代金額を変更するものとする。

(留意事項)

第9条 受発注者は、月単位の4週8休、または完全週休2日(土日)を達成できるよう努めること。

2 「発注者指定方式」において、月単位の4週8休、または完全週休2日(土日)が達成できなかった場合でも工事成績の減点を行わないが、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

3 監督員は、「発注者指定方式」で月単位の4週8休が達成できなかった工事について、週休2日制工事の実施状況の把握を目的に、「現場閉所報告書」(様式3)のデータを建設局土木部土木監理課へ提出するものとする。

(その他)

第10条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

(疑義の処理)

第11条 本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年9月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年9月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和4年2月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和5年2月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和6年2月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和6年9月1日から施行する。

9 この要領は、令和7年9月1日から施行する。

別表 1 労務費等の補正係数

現場閉所状況	完全週休 2 日（土日）	月単位の 4 週 8 休
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

別表 2 土木工事市場単価の補正係数

現場閉所状況		完全週休 2 日 （土日）	月単位の 4 週 8 休
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

別表 3 下水道工事市場単価の補正係数

現場閉所状況		完全週休 2 日 (土日)	月単位の 4 週 8 休
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設 及び支管取付工	1.01	1.01

別表 4 港湾工事市場単価の補正係数

現場閉所状況		月単位の 4 週 8 休		現場閉所状況	月単位の 4 週 8 休
1	底面工	1.01	17	車止撤去	1.02
2	マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18	電気防食取付	1.02
3	支保工	1.02	19	防砂目地板取付(陸上施工)	1.02
4	足場工	1.01	20	防砂目地板取付(水中施工)	1.02
5	鉄筋工	1.02	21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
6	吊鉄筋工	1.02	22	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.01
7	型枠工	1.02	23	ペトロラタム被覆	1.02
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02	24	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.02
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02	25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
9	止水板工	1.02	26	かき落とし工	1.02
10	上蓋工	1.02	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
11	伸縮目地工	1.01	28	汚濁防止枠設置・撤去	1.01
12	係船柱取付	1.02	29	灯浮標設置・撤去	1.01
13	防舷材取付	1.02	30	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
14	車止・縁金物取付	1.02		汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.02
15	係船柱撤去	1.02	31	異形ブロック製作 型枠工	1.02
16	防舷材撤去	1.02		異形ブロック製作 コンクリート打設	1.02
				異形ブロック製作 給熱養生	1.01

別表5 土木工事標準単価の補正係数

現場閉所状況		完全週休2日 (土日)	月単位の 4週8休
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP鉄格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費等は補正の対象としない。

※交通誘導警備員の労務単価については補正の対象とする。

※市場単価および土木工事標準単価は、各工種に設定された補正係数により補正する。

※補正係数が設定されていない市場単価や土木工事標準単価は、補正の対象としない。（労務費や機械経費が区分できない見積単価等も同様とする）

※港湾工事市場単価については、完全週休２日（土日）の達成が見込まれる場合も月単位の４週８休の係数と同じとする。